

市長と農業委員会との地方自治法第180条の2の規定に基づく協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、市長と農業委員会との間の事務の補助執行に関して、次のとおり協議する。

（農業委員会事務局長等への補助執行）

第1条 市長は、次に掲げる市長の権限に属する事務を農業委員会事務局長その他の農業委員会事務局職員に補助執行させる。

- （1）農業委員会の所掌に係る予算の調整及び執行に関すること。
- （2）農業委員会の所掌に係る市議会の議案に関すること。
- （3）農業委員会の所掌に係る財産の取得、管理及び処分に関すること。
- （4）農業委員会の所掌に係る損害賠償に係る和解に関すること。

（委任）

第2条 この協議により定められた事項の施行に関し必要な事項は、市長及び農業委員会が協議して定める。

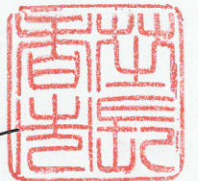
附 則

この協議は、平成26年11月14日から施行する。

平成 26 年 11 月 14 日

香芝市長

吉田弘明



香芝市農業委員会会長

吉村増雄

